

最高裁秘書第3220号

令和元年6月17日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

令和元年5月17日付け（同月20日受付、最高裁秘書第2695号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成27年7月31日付け最高裁情政第498号情報政策課長通達「非公表情報の裁判所外への提供及び電子メールの利用に係る特例について」（片面で6枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法等

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

最高裁情政第498号

(庶いー05)

平成27年7月31日

高等裁判所長官殿
地方裁判所長殿
家庭裁判所長殿
最高裁判所首席調査官殿
最高裁判所大法廷首席書記官殿
最高裁判所事務総局局課長殿
司法研修所長殿
裁判所職員総合研修所長殿
最高裁判所図書館長殿

最高裁判所事務総局情報政策課長 手嶋 あさみ

非公表情報の裁判所外への提供及び電子メールの利用に係る

特例について（通達）

平成19年3月22日付け最高裁情政第000184号情報政策課長通達「情報セキュリティに関する対策基準について」（以下「対策基準」という。）別紙の3. 1. 2. 5及び別紙の4. 2. 7. 1の定めに基づき、標記の特例について下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記









